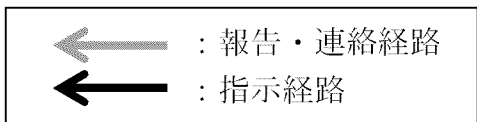
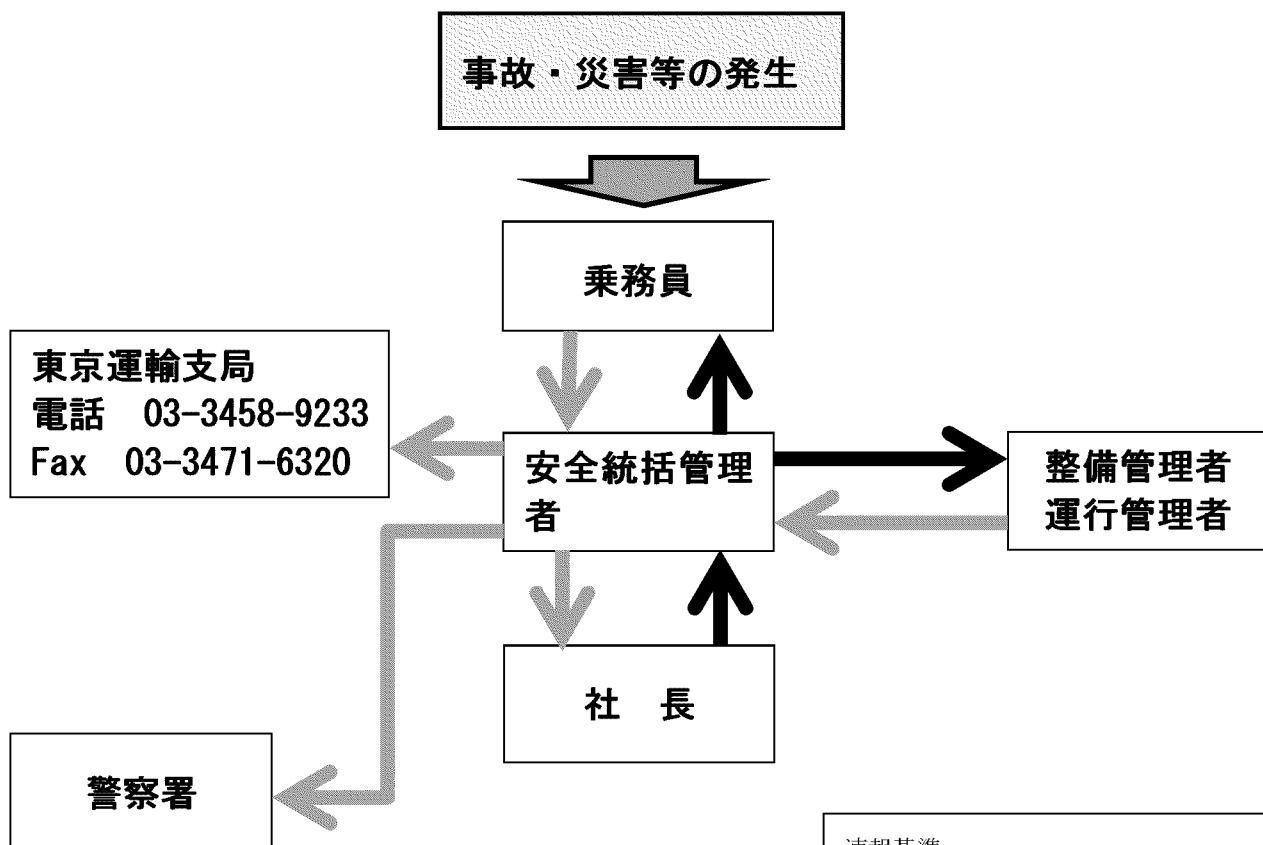


## 輸送の安全及び事故処理等に関する指示命令系統

※安全統括管理者が不在の場合には、  
社長がその責務を代行する。



- 速報基準
1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
  2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
  3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
  4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
  5. 転覆、転落、火災（積載物品の火災を含む）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突若しくは接触した事故
  6. 酒気帯び運転
  7. 自然災害に起因する可能性のある事故
  8. その他社会的影響が大きいと認める事故（例：報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき）